⑹　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⑺　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⑹までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

⑴　認知症疾患型短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１　1,048単位

ⅱ　要介護２　1,113単位

ⅲ　要介護３　1,179単位

ⅳ　要介護４　1,246単位

ⅴ　要介護５　1,312単位

ｂ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１　1,157単位

ⅱ　要介護２　1,222単位

ⅲ　要介護３　1,288単位

ⅳ　要介護４　1,355単位

ⅴ　要介護５　1,420単位

㈡　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)

ａ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１　991単位

ⅱ　要介護２　1,060単位

ⅲ　要介護３　1,129単位

ⅳ　要介護４　1,199単位

ⅴ　要介護５　1,267単位

ｂ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１　1,100単位

ⅱ　要介護２　1,169単位

ⅲ　要介護３　1,238単位

ⅳ　要介護４　1,308単位

ⅴ　要介護５　1,376単位

㈢　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)

ａ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１　962単位

ⅱ　要介護２　1,030単位

ⅲ　要介護３　1,097単位

ⅳ　要介護４　1,164単位

ⅴ　要介護５　1,231単位

ｂ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１　1,071単位

ⅱ　要介護２　1,139単位

ⅲ　要介護３　1,206単位

ⅳ　要介護４　1,273単位

ⅴ　要介護５　1,340単位

㈣　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)

ａ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１　947単位

ⅱ　要介護２　1,012単位

ⅲ　要介護３　1,078単位

ⅳ　要介護４　1,145単位

ⅴ　要介護５　1,211単位

ｂ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１　1,056単位

ⅱ　要介護２　1,121単位

ⅲ　要介護３　1,187単位

ⅳ　要介護４　1,254単位

ⅴ　要介護５　1,319単位

㈤　認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)

ａ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)

ⅰ　要介護１　886単位

ⅱ　要介護２　952単位

ⅲ　要介護３　1,017単位

ⅳ　要介護４　1,084単位

ⅴ　要介護５　1,150単位

ｂ　認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)

ⅰ　要介護１　995単位

ⅱ　要介護２　1,060単位

ⅲ　要介護３　1,126単位

ⅳ　要介護４　1,193単位

ⅴ　要介護５　1,259単位

⑵　認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（１日につき）

㈠　認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)

ａ　要介護１　790単位

ｂ　要介護２　855単位